

## ～お知らせ～

### カンボジア民法適用！



(2011年12月21日開催の民法適用記念式典)

昨年（2011年）12月21日、いよいよカンボジア民法が適用となりました<sup>1</sup>。1999年3月、カンボジア司法省をカウンターパートとして、JICAの法制度整備支援プロジェクトが開始されて以降の、日本・カンボジア両国関係者の12年余りの心血を注いだ努力がようやく結実しましたので、その御報告をいたします。

全1305条に及ぶ民法の適用に至る道のりは、決して平坦なものではありませんでした。

1999年3月、いわゆる起草支援のプロジェクトが開始されると、日本国内に森嶌昭夫名古屋大学名誉教授を筆頭として研究者・実務家で構成された民法作業部会が設立され、カンボジア司法省に長期専門家が派遣されて支援が開始されました。カンボジアに根付く民法とすべく、遠回りのようでも、カンボジアの実情を調査し、カンボジア司法省のワーキンググループメンバーと意見交換しながら、1条1条、カンボジア側の意見を取り入れるという方針で起草作業が進められました。膨大な作業の結果、民法の

起草を遂げカンボジア側に引き渡されたのは、2003年3月のことでした<sup>2</sup>。

その後、待っていたのは立法化の作業でした。カンボジア司法省は、日本の内閣に相当する閣僚評議会での法案審議を経て、民法を国会に上程しました。日本側も、この立法化の作業を支えるべく、後継プロジェクト（フェーズ2）を継続し、引き続き、長期専門家の派遣や民法作業部会における支援がされました。根気強い立法化の作業を経て民法がカンボジア国会で成立したのは、2007年11月でした。

このように民法が成立したものの、さらに、民法の円滑な適用のためには種々の調整を図る必要があり、直ちには民法適用に至りませんでした<sup>3</sup>。その後、カンボジア司法省では、民法の適用に関する法律を制定することによって、これらの調整が図られる努力が続けられました。日本側も、2008年4月から、このプロジェクト・フェーズ3を開始して、カンボジア側の民法の適用に関する法律の起草支援を継続しました。

2011年5月、日本・カンボジア両国関係者の努力が実り、種々の調整規定を盛り込んだ民法の適用に関する法律がカンボジア国会で成立し、同月31日には、国王の審署を経て公布されました。同法律は、「民法は、この法律の適用の日から適用する。」（4条）及び「この法律は、全土において施行された日

<sup>1</sup> 適用に至った民法の条文については、JICAのウェブサイト（<http://www.jica.go.jp/project/cambodia/0701047/04/index.html>）, 財團法人国際民商事法センターのウェブサイト（[http://www.icclc.or.jp/equip\\_cambodia/index.html](http://www.icclc.or.jp/equip_cambodia/index.html)）で入手可能である。

<sup>2</sup> これに先立つ2002年10月、優先的に起草がされた重要な分野についての民法草案が民事訴訟法草案とともにカンボジア側に引き渡され、カンボジア政府は、同月15、16日、記念セミナーを開催している。詳細については、ICD NEWS第7号（2003年1月号）を御覧いただきたい。

<sup>3</sup> 主な課題として、経過規定、公正証書等に関する規定、土地法など既存の法令の改廃に関する規定、民法が予定する不動産登記制度、法人登記制度、夫婦財産契約登記制度に関する規定が必要であった。

から 6か月の期間普及した後に適用する。」(84 条)と規定していることから、民法の適用は、同法律の適用と同日、つまり、2011 年 12 月 21 日となったのです<sup>4</sup>。

民法適用を控えた 2011 年 12 月 19 日、日本から谷博之法務大臣政務官がカンボジア司法省を訪れ、アン・ウォン・ワッタナー司法大臣に対して、民法適用につき、お祝いの言葉を申し上げています。司法大臣からは、今後について「民法の適用及び実施、普及が成功するよう努力したい。司法省を含め裁判官、検察官、弁護士らの人材育成が最優先課題である。」との意気込みが示されました。



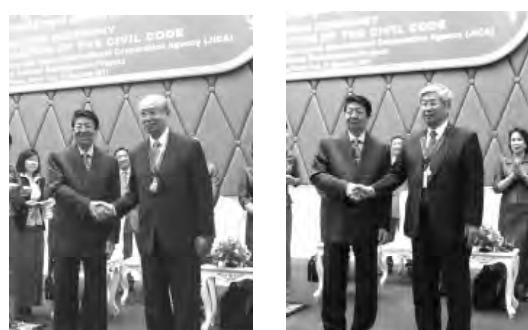
(谷政務官 (左) とアン・ウォン・ワッタナー司法大臣 (右))

民法適用当日には、民法適用を記念して、JICA とカンボジア司法省が共同で民法適用記念式典を開催しました。カンボジア側からは、ソク・アン副首相

やアン・ウォン・ワッタナー司法大臣、その他民法起草に関わった司法省次官等が出席し、日本側からも在カンボジア日本大使館の黒木雅文特命全権大使や鈴木康次郎 JICA カンボジア事務所長等が出席したほか、日本の民法作業部会からは、森嶌先生、新美育文明治大学法学部教授が招かれました。式典において、黒木大使からは、民法適用に至ったことへのお祝いの言葉が述べられ、「新民法が、カンボジア国民に尊重され、カンボジアの法の支配を促進させることに貢献することを祈念しています。」と挨拶がありました。また、ソク・アン副首相から日本の民法作業部会の功労に対して、森嶌先生や新美先生に勲章が授与されています<sup>5</sup>。



(民法適用記念式典でのソク・アン副首相)



(勲章を受けた 森嶌先生 (左の写真)  
新美先生 (右の写真))

こうして日本・カンボジア両国関係者の長年にわたる努力が結実し、2011 年 12 月 21 日、民法の適用を迎えました。かねてから、カンボジアでは、法制

<sup>4</sup> カンボジア憲法 93 条 1 項は、「国民議会によって採択された後上院を通過し、公布のために国王により審署された法律は、プノンペンにおいては審署の日から 10 日後に、全土においては審署の日から 20 日後に施行される。」(訳出につき、四本健二「カンボジア憲法論」勁草書房)と規定しており、2011 年 5 月 31 日に審署された民法の適用に関する法律は、その 20 日後に施行され、更に 6 か月間の普及期間を経た同年 12 月 21 日が適用日となる。

<sup>5</sup> 式典の様子は、日本でも NHK ニュースで放映された。

度・司法制度改革の中でも最重要の課題の一つとして民法の制定が上げられていました<sup>6</sup>。このたび民法が適用に至ったことは、カンボジアにとって新たな時代を迎える転機であることは間違いありません。

また、日本にとっても、2012年3月には、現在実施中のプロジェクト（フェーズ3）が終わりを迎えます。プロジェクトの終わりに際し、民法の適用に至ったのは、日本のこれまでの支援にとっても大きな節目となりました。

民法適用後のカンボジアにとって、アン・ウォン・ワッタナー司法大臣がおっしゃっていたように、民法を適切に適用する人材の育成が重要な課題です。折りしも2012年4月から、法律家の人材育成を中心的な活動とするJICAのプロジェクトが始まる予定です。民法が円滑に適用され、カンボジアの法の支配が促進されるためには、今後のカンボジア側の努力とともに日本の支援の重要性も増してくると思われます。これまでの関係者の方々の御尽力に心より敬意を表しますとともに、今後とも皆様の引き続きの御理解と御支援をよろしくお願ひいたします。

---

<sup>6</sup> 2007年1月開催の第8回法整備支援連絡会でのアン・ウォン・ワッタナー司法大臣の基調講演においても民法の重要性が強調されている。詳細については、ICD NEWS 第31号（2007年6月号）を参照いただきたい。